

概要版

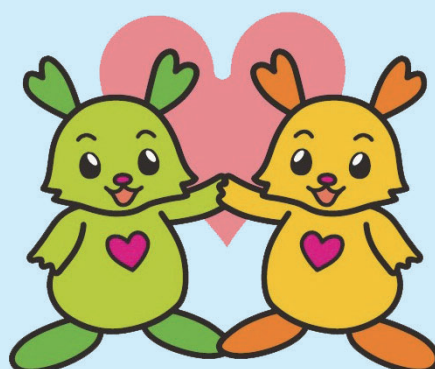
第3期栃木市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和7年度～令和11年度)

共に考え 共に支え合う あったかとしぎ



栃木市マスコットキャラクター
とち介



栃木市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ふっくん ぴーちゃん

栃木市・社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

■ 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

1 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

（自助・互助・共助・公助の役割分担）

「自助」：自分や家族でできることは自分で

「互助」：自分で解決できない問題は隣近所（住民活動）やボランティア活動で

「共助」：行政等機関や事業所等と連携しながら

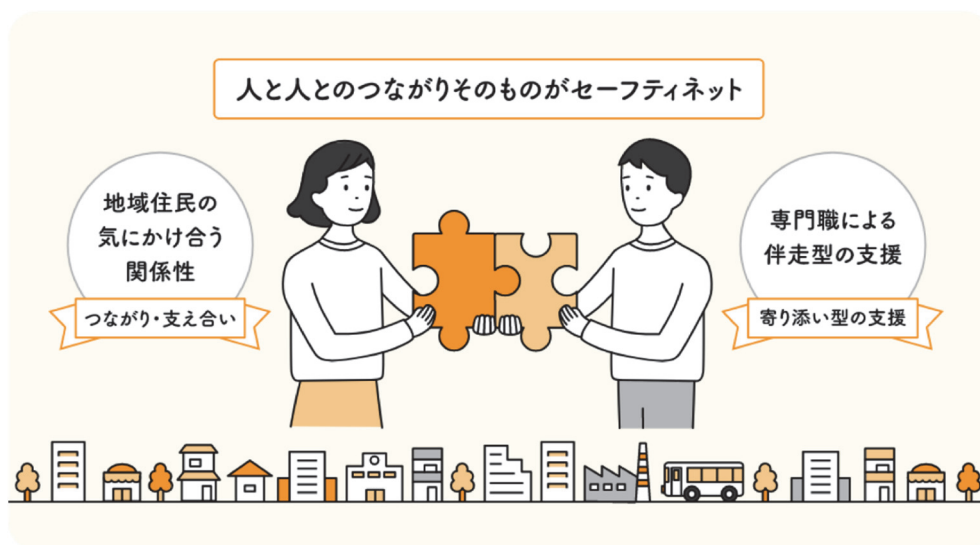
「公助」：個人・家族や地域で解決できない問題等は行政（公的制度）で

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、栃木市及び栃木市社会福祉協議会が地域共生社会の実現に向けて、市議会議員や学識経験者、社会福祉団体の関係者、市民公募で選ばれた方々と一緒に、目標や取り組むべき施策を定めたものです。

3 地域共生社会の実現を目指して

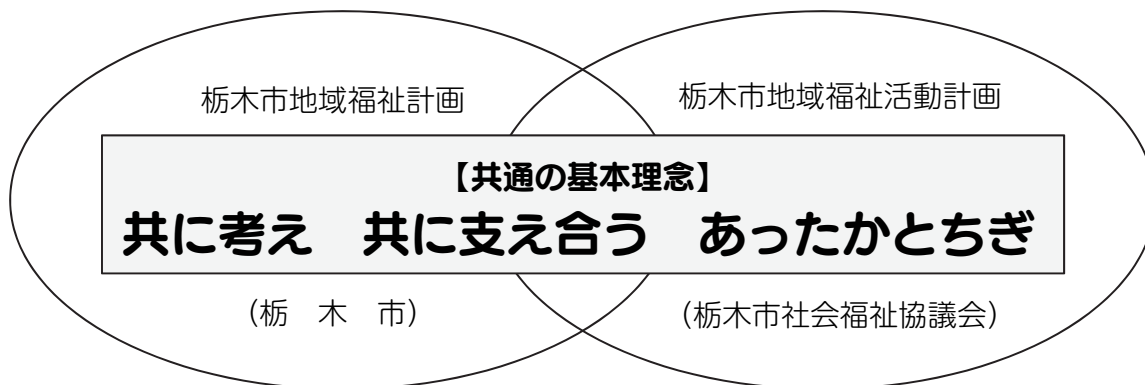
地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことで、地域共生社会の実現は、地域福祉のあるべき姿となります。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

■ 計画の基本理念

30年後の本市を見据えて、市民全体に浸透する、簡潔でわかりやすい目標が必要と考え、第2期計画の基本理念を継承いたしました。



■ 計画の基本目標

基本目標1 みんなが支え・支えられる地域づくり

- ・地域住民のあつまる場や話し合いの場を充実させ、生活課題の把握を進めます。
- ・地域のコーディネーターや住民が、多様な人や資源とのつながりを創出し、課題解決を図ります。
- ・断らない相談、継続的な支援、制度の狭間にある課題への対応を進めます。

基本目標2 地域を支える人づくり

- ・こども、高齢者、障がいのある人など地域の様々な人との交流を促進します。
- ・自分や家族が暮らしたい地域について考える「地域共生社会」の意識を醸成します。
- ・研修会や講座、団体への支援などを通じ、担い手づくりを進めます。

基本目標3 福祉サービスを利用しやすい地域づくり

- ・福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。
- ・社会福祉従事者の専門性を向上し、相談支援体制の充実を図ります。
- ・高齢者や障がいのある人等の人権や財産等の権利を守ります。
- ・生活困窮や孤立している人、こどもの貧困対策やヤングケアラーへの支援を進めます。

基本目標4 安全・安心な地域づくり

- ・自然災害、高齢者やこどもを狙った犯罪、登下校時の交通事故、高齢者のひとり暮らし、認知症や介護が必要な人の増加、空き家、日常の買い物や通院などの移動手段への対応など、住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、安全・安心な暮らしづくりに向けた取組を進めます。

計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向性
共に考え 共に支え合う あったかまちぎ	1 みんなが支え・支えられる地域づくり	1. 地域住民の地域生活課題の把握、取組促進	(1)地域住民があつまる場の充実
			(2)地域生活課題を話し合う場の充実
			(3)多様な人や資源とのつながりの創出
		2. 多機関協働、多職種連携による支援体制の充実	(1)アウトリーチ支援の充実
			(2)相談を丸ごと受け止める（断らない）体制の充実
			(3)多機関協働による包括的な支援体制の充実
	2 地域を支える人づくり	1. 当事者としての福祉意識の向上	(1)福祉に関する啓発
			(2)福祉教育の推進
			(3)交流による理解促進
		2. 地域福祉活動への多様な担い手づくり	(1)地域福祉活動の担い手づくり
			(2)地域、団体等の活動支援
	3 福祉サービスを利用しやすい地域づくり	1. 福祉サービスの適切な利用の促進	(1)福祉サービスの情報発信
			(2)福祉サービスの質の向上
		2. 権利擁護体制の充実	(1)権利擁護の理解促進と利用支援
			(2)虐待防止対策の推進
		3. 生活困窮、こどもの貧困対策の推進	(1)生活困窮者に対する相談支援機能の充実
			(2)こどもの貧困対策の推進
	4 安全・安心な地域づくり	1. 支え合い活動の充実	(1)支え合い活動の推進
			(2)防犯、防災活動の推進
		2. 移動手段、生活環境等の整備	(1)外出支援の充実
			(2)生活環境整備の充実

基本目標 1 みんなが支え・支えられる地域づくり

基本施策 1－1 地域住民の地域生活課題の把握、取組促進

(1) 地域住民があつまる場の充実

会議や集い、サロン等の発見、機能強化や、新たな場づくりを行い、地域の強みや課題の把握に向けた取組の充実を図ります。

【重点事業】地域のお宝さがしの実施

(2) 地域生活課題を話し合う場の充実

地域住民やボランティア、地区社協、NPO等が中心となって、住民が主体的に地域の強みや課題を把握し、解決を試みることができる話し合いの場の充実を図ります。

【重点事業】日常生活圏域ケア会議兼地区懇談会の開催

(3) 多様な人や資源とのつながりの創出

会議や集い、サロン等をより多く発見するとともに、ソーシャルワーク機能を果たす人等が、こうした場に参加するなど、地域共生社会に向けた多様な人や資源とのつながりを創出します。

【重点事業】参加支援事業「ちょこっとジョブ・ちょこっとボランティア応援事業」

基本施策 1－2 多機関協働、多職種連携による支援体制の充実

(1) アウトリーチ支援の充実

「待ちの姿勢」ではなく、地域の関係機関等と連携し、困っている人を早期に把握し、支援につなげることができるアウトリーチ支援体制の充実を図ります。

【重点事業】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(2) 相談を丸ごと受け止める（断らない）体制の充実

地域活動を通して把握した住民が抱える課題を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて関係機関につなぐことのできる体制を整備します。

【取組・事業】ひきこもり対策事業 こどもなんでも相談窓口 コミュニティカフェでの相談窓口設置 他

(3) 多機関協働による包括的な支援体制の充実

住民に身近な圏域にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備します。

【重点事業】多機関協働事業



基本目標２ 地域を支える人づくり

基本施策２－１ 当事者としての福祉意識の向上

（１）福祉に関する啓発

市民特別講座や福祉まつりなど、様々な機会を通じて福祉に関する啓発活動を実施していきます。

【取組・事業】民児協全体研修会等の開催 市民特別講座の実施 福祉まつり等における啓発活動の実施

（２）福祉教育の推進

家庭や地域の中で、年齢・性別や障がいの有無によって差別されず、誰もが安心して生活を送ることができる地域づくりに向けて、学校や関係団体等と連携を図り、未来を担うこどもを中心に人権意識の啓発や地域福祉を学ぶ機会を充実していきます。

【重点事業】学校・地域等への出前講座の実施

（３）交流による理解促進

ボランティア・福祉施設などの多様な団体が参加・交流する機会を設け、情報交換や連携強化につなげるとともに、参加者の地域福祉に対する意識や理解、さらなる関心の向上を図ります。

【取組・事業】各種交流事業への支援 多世代交流イベント事業の開催

基本施策２－２ 地域福祉活動への多様な担い手づくり

（１）地域福祉活動の担い手づくり

各種サポーターの養成講座やボランティア活動支援など、地域における学習会や講座等を開催し、地域福祉に対する理解を促進し、地域福祉活動への参加者を拡大します。

【重点事業】地域福祉サポーター養成研修

（２）地域、団体等の活動支援

介護予防活動の場の拡大・充実や生活支援コーディネーターによる地域資源の発掘等を推進します。また、地域活動を行う各種団体への支援を通じ、地域福祉活動を推進します。

【取組・事業】地区社会福祉協議会への支援 福祉団体及びボランティア団体事業補助金 他



基本目標３ 福祉サービスを利用しやすい地域づくり

基本施策３－１ 福祉サービスの適切な利用の促進

（１）福祉サービスの情報発信

情報提供については、市民にわかりやすい表現や工夫を心がけるとともに、報道機関や電子媒体を活用する等、情報の内容や提供する機会の充実を図ります。

【重点事業】 ふれあい通信の配付

（２）福祉サービスの質の向上

サービス利用者に対する支援や生活の質の向上を図るため、事業所、サポーター等への講座や学習会を開催します。

【取組・事業】 事業所への支援・指導 各種サポーター養成事業 事業所・学習会の実施

基本施策３－２ 権利擁護体制の充実

（１）権利擁護の理解促進と利用支援

判断能力が十分でない人や障がいのある人などが、自分らしい生活を送ることができるよう、相談体制の強化や生活支援の充実、成年後見制度・法人後見等の利用を促進していきます。

【重点事業】 法人後見事業

（２）虐待防止対策の推進

児童や弱い立場の人達に対する虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）等が身近な問題であることの認識を広めつつ、発生予防や早期発見・早期対応が図られるよう、地域や関係機関との連携強化や相談体制を充実していきます。

【重点事業】 高齢者等虐待防止対策の促進

基本施策３－３ 生活困窮、こどもの貧困対策の推進

（１）生活困窮者に対する相談支援機能の充実

生活困窮者の生活を守るため、地域のつながりを生かした見守りや声かけ活動による生活困窮者の早期発見・実態把握を進めるとともに、誰もが支援を適切に受けられる相談窓口の機能強化、経済的支援を必要とする人に対する各種福祉資金の貸付を行います。

【重点事業】 生活困窮者自立支援事業

（２）こどもの貧困対策の推進

貧困の連鎖に陥ることなく、安心して未来に希望を持ち、自立していけるように、関係団体等との連携を図りながら、こどもの貧困の解消に向けた総合的な取組を推進していきます。

【重点事業】 こどもの学習・生活支援事業

基本目標４ 安全・安心な地域づくり

基本施策４－１ 支え合い活動の充実

（１）支え合い活動の推進

地域福祉活動の支え手として携わってもらえる環境づくりに向け、身近な困りごとにお互い様で助け合う、隣近所で支え合う活動に対する意識の醸成や、活動に必要な支援を行います。

【重点事業】地域支え合い活動の推進

（２）防犯、防災活動の推進

大規模な災害の発生に備え、地域の特性に応じた互助による防災体制が速やかに機能するよう、自主防災組織の育成を進めます。また、安全・安心な地域づくりに向け、防犯意識を高める啓発や防犯カメラの設置など、犯罪の起こりにくい環境整備を進めます。

【重点事業】自主防災組織

基本施策４－２ 移動手段、生活環境等の整備

（１）外出支援の充実

誰もが容易に利用できる、地域の実情に応じた効率的な移送サービスを確保するため、コミュニティバスやデマンド交通の充実に取り組みます。

【重点事業】障がい者等移送サービス

（２）生活環境整備の充実

地域の生活環境の向上に向けて、ごみ出しが困難な家庭に対するごみ出しのサポートや歩道の段差解消、視覚障がい者用ブロックを設置する等のバリアフリー化を進めます。

【重点事業】ごみ出しサポート事業

第３期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画 【概要版】

令和７年３月発行 栃木市・社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

■ 栃木市

〒328-8686 栃木市万町 9-25 TEL 0282-21-2201

市ホームページ <http://www.city.tochigi.lg.jp/>

■ 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

〒328-0027 栃木市今泉町 2-1-40 TEL 0282-22-4457

市社会福祉協議会ホームページ <http://www.tochigishi-shakyo.or.jp/>